

2025 年 9 月 19 日

託送供給約款等の変更について

静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 松本尚武、以下「当社」）は、このたび「託送供給約款〈需要場所で払い出す託送供給〉」、および「最終保障供給約款」の変更について、関東経済産業局に届け出ましたのでお知らせします。

1. 届出の内容

(1) 託送供給約款〈需要場所で払い出す託送供給〉

① 託送供給料金を現行と比べ、平均 0.07 %引き下げ

（需要開拓費制度※を導入予定のため、総括原価方式により原価を見直した結果、値下げ改定の届出となりました。）

② 「1 需要場所における本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額」の上限値を 1 億円に設定

③ 供給区域の増加

(2) 最終保障供給約款

上記②を反映

※一般ガス導管事業者が、ガス小売事業者による需要開拓活動を支援することで、導管網の延伸と天然ガスの普及推進を図るための制度。当社供給エリアにおいて、小売登録いただいているガス小売事業者が制度の対象となる。

2. 実施日

・ 2025 年 10 月 1 日

3. 供給約款

(1) 託送供給約款〈需要場所で払い出す託送供給〉

<https://www.shizuokagas.co.jp/about/corporate/agreement/wheeling.html>

(2) 最終保障供給約款

<https://www.shizuokagas.co.jp/gas/rate/menu/agreement/index.html>

以上